

役員報酬規定

特定非営利活動法人メタノイア

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人メタノイア（以下「本法人」という）の定款第18条の規定に基づき、役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（役員の変義）

第2条 この規程において役員とは、定款第12条に規定する理事および監事をいう。

（報酬額）

第3条 役員報酬は無報酬とする。ただし、職務を執行するために要した費用を弁償し、また旅費の実費を支給することができる。

（その他）

第4条 この規程に定めない事項については、必要に応じ理事会の議決を経て代表理事が定めなければならない。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、定款第30条の規定に基づき、理事会で行う。

（附則）

この規程は2022年7月1日から施行する。